

【保育所】

1 職員配置・屋外遊戯場・設備

区分	定員		保育士 (必要な数)		保育士 (必要な数)		保育士 (必要な数)	
	保育を必要(2号・3号) (人)	計 (人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(m ²)	(m ²)
0歳児			0		0	0	0.00	(0.00)
1歳児			0		0	0	0.00	(0.00)
2歳児			0		0	0	0.00	(0.00)
3歳児			0		0	0	0.00	(0.00)
4歳児			0		0	0	0.00	(0.00)
5歳児			0		0	0	0.00	(0.00)
計	0		0	0	0	0		

(施設名)
(所在地)

(申請者住所)
(申請者名)

(代表者職名 氏名)

(適否)

保育士 (人)	乳児室・ほふく室・保育室 (m ²)	屋外遊戯場 (m ²)
-	○	/
-	○	/
-	○	○
-	○	○
○	/	/

屋外遊戯場 (必要な面積)

(m²)

0.00 (0.00)

(各園庭面積) (m²) 図面に範囲と面積を記載すること。

1 遊戯場	3
2 中庭	4
設備	室数(室)等 面積(m ²) 設置階※1
乳児室①	0.00
ほふく室②	0.00
保育室③	0.00
遊戯室④	0.00
遊戯室は	
便所⑤	
医務室⑥	
調理室⑦	食事外部搬入※2

※1 2階以上に設置→青アのシートを入力

【補足】
①専用→遊戯室として使用。
②保育室と兼用→必要に応じてどちらの用途でも使用している。(例)通常保育室として使用しているが、行事があるときは遊戯室として使用している等
※この場合、遊戯室には算入せず、保育室に算入する。
③専用・兼用→「遊戯室専用部分」と「保育室との兼用部分」に分けている。(例)100m²の部屋のうち、60m²を遊戯室専用部分、40m²を保育室と兼用して使用している等
※この場合、60m²を遊戯室、40m²を保育室に算入する。

※2 食事を外部搬入→青イのシートを入力

(各室面積) 図面に各室の用途と内法面積を記載すること。

乳児室①	内法面積(m ²)	受入可能人数	保育室③	内法面積(m ²)	受入可能人数	保育室③	内法面積(m ²)	受入可能人数
1 乳児室(○組)	0.00		1 2歳児保育室(○組)	0.00		11 4歳児保育室(○組)	0.00	
2	0.00		2 2歳児保育室(○組)	0.00		12 4歳児保育室(○組)	0.00	
3	0.00		3 2歳児保育室(○組)	0.00		13 5歳児保育室(○組)	0.00	
4	0.00		4 2歳児保育室(○組)	0.00		14 5歳児保育室(○組)	0.00	
5	0.00		5 3歳児保育室(○組)	0.00		15 5歳児保育室(○組)	0.00	
ほふく室②(内法面積(m ²))	受入可能人数		6 3歳児保育室(○組)	0.00		16 5歳児保育室(○組)	0.00	
1 ほふく室(○組)	0.00		7 3歳児保育室(○組)	0.00		遊戯室④	内法面積(m ²)	備考
2	0.00		8 3歳児保育室(○組)	0.00		1		専用部分のみ記入。※保育室との兼用部分は保育室として算入。
3	0.00		9 4歳児保育室(○組)	0.00		2		
4	0.00		10 4歳児保育室(○組)	0.00		3		

(参考)

(適否)

試算保育士(人)	試算定員(人)	保育士(人)	乳児室・ほふく室・保育室(m ²)	屋外遊戯場(m ²)	保育士(人)	乳児室・ほふく室・保育室(m ²)	屋外遊戯場(m ²)
	0歳児	(0.0)	(0.00)	/	-	○	/
	1歳児	(0.0)	(0.00)	/	-	○	/
	2歳児	(0.0)	(0.00)	(0.00)	-	○	○
	3歳児	(0.0)	(0.00)		-	○	
	4歳児	(0.0)	(0.00)		-	○	
	5歳児	(0.0)	(0.00)		-	○	
0	計	0	0	/	○	/	/

※異年齢児保育などの場合の保育室面積について年齢ごとに必要面積を満たすように按分し、該当する欄に記入する。

【補足説明欄】 この欄には、特に説明が必要なものがあれば記載してください。

様式第6-1号 付表A

番号	職員	氏名	勤務形態	雇用形態	採用(予定) 年月日	保育士登録 年月日	その他資格 取得年月日	摘要
29								
30								
31								
32								
33								
34								
35								
36								
37								
38								
39	嘱託医							
40	嘱託歯科医							

- 「職員」には、
【必置】園長、保育士、調理員、嘱託医、嘱託歯科医
【任意】主任保育士、栄養士、事務職員
 等を記載する。
- 「勤務形態」は、
 常勤または非常勤を選択する（就業規則で定める所定労働時間で勤務する場合、「常勤」を選択。それ以外は「非常勤」を選択。）。
- 「雇用形態」は、
 正規または非正規を選択する。
 それ以外の場合は、「摘要」に雇用形態を記入する。
- 「その他の資格取得年月日」には、
 保育士、栄養士、調理師、医師、歯科医師等の名称とその取得年月日を記載する。
- 「摘要」には、
 担任の場合は、担当するクラスの名称、担当する園児（「1歳児」、「2歳児」等）を記入する。

記載例)

番号	職員	氏名	勤務形態	雇用形態	採用(予定) 年月日	保育士登録 年月日	その他資格 取得年月日	摘要
1	園長	〇〇 〇〇	常勤	正規	S55. 4. 1		小学校教諭1種 S55. 3. 15	
2	保育士	△△ △△	常勤	正規	S63. 4. 1	S63. 3. 19		さくら組 3歳児
3	保育士	△△ △△	常勤	正規	H7. 4. 11	S61. 3. 19		うさぎ組 2歳児
4	調理員	△△ △△	非常勤	正規	H26. 10. 1		栄養士登録 S59. 4. 13	
5	嘱託医	□□ □□	非常勤	非正規	H27. 4. 1		医師	□□医院
6	嘱託歯科医	●● ●●	非常勤	非正規	H27. 4. 1		歯科医師	●●歯科

(施設名)

ア 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階以上に設ける場合の要件

区分	要件	確認欄					
2階に設ける場合	○ア、イ及びカの要件						
3階以上に設ける場合	○アからクまでの要件に該当するものであること。						
要件	<p>ア 耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。）（保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物）であること。</p>						
	<p>保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる設備が1以上設けられていること。</p>						
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="320 633 395 904" rowspan="2">2階</td> <td data-bbox="395 633 459 904">常用</td> <td data-bbox="459 633 1353 904"> 1 屋内階段 2 屋外階段 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 703 459 904">避難用</td> <td data-bbox="459 703 1353 904"> 1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段 </td> </tr> </table>	2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段	
	2階		常用	1 屋内階段 2 屋外階段			
		避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段				
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="320 916 395 987" rowspan="2">3階</td> <td data-bbox="395 916 459 987">常用</td> <td data-bbox="459 916 1353 987"> 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 999 459 987">避難用</td> <td data-bbox="459 999 1353 987"> 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段 </td> </tr> </table>	3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段	
	3階		常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段			
		避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段				
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="320 999 395 1160" rowspan="2">4階以上</td> <td data-bbox="395 999 459 1160">常用</td> <td data-bbox="459 999 1353 1160"> 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 1171 459 1160">避難用</td> <td data-bbox="459 1171 1353 1160"> 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段 </td> </tr> </table>	4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	
	4階以上		常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段			
避難用		1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段					
<p>イ イに掲げる設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。</p>							
<p>エ 調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。この号において同じ。）以外の部分と調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。</p> <p>(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。</p> <p>(イ) 調理器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。</p>							
<p>オ 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</p>							
<p>カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。</p>							
<p>キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</p>							
<p>ク カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。</p>							

(施設名)

イ 満3歳以上児に外部搬入による食事を提供する場合の要件(1~5すべて満たすこと)

番号	要件	確認欄
1	幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。	
2	当該保育所又は他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。	
3	調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者としてすること。	
4	幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。	
5	食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。	

【委託予定事業者】

名称	
所在地	